

自社構内での陸上貨物運送事業者の 荷役災害を防止しましょう

陸上貨物運送事業者(以下「陸運事業者」という)の労働災害の約7割を荷役作業中の災害が占めており、そのうちの約8割は荷主・配送先・元請事業者等(以下「荷主先等」という)での災害でした。

【熊本労働局管内の休業4日以上之死傷災害(平成24年)より】

全国的にも同様な状況が続いているため、厚生労働省では平成25年3月に「[陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン](#)」を定め、荷主等も陸運事業者の荷役災害の防止に協力するよう求めると共に、一定期間以上の休業を伴う労働災害が構内で発生した荷主等に対しては、所轄の労働基準監督署より「[荷役災害防止のための要請](#)」を行っています。

熊本労働局管内での荷主先等への要請事例1

【災害発生状況】

積み込みの際にフォークリフトのフォークを足場として使用していたところ、バランスをくずして墜落した。

【荷主先等への要請内容】

積込作業の役割分担や積込方法等について安全作業連絡書(別添1)を事前に陸運事業者と取り交わすことにより、フォークリフトによる用途外使用等の違法な作業を排除し、適正な作業を実施することをお互いに確認しておくこと。

安全な作業床もしくは安全帯の取付設備を設置すること。

(作業床の例及び安全帯取付設備の例は [荷主先等による改善事例1~2](#) 参照)



熊本労働局・各労働基準監督署

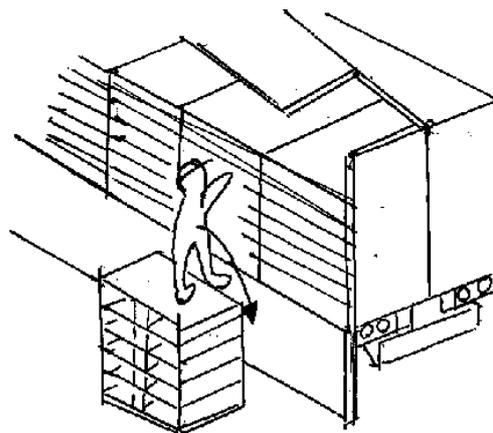
熊本労働局管内での荷主先等への要請事例 2

【災害発生状況】

積み込みの際にパレットを積上げて足場として使用中に、パレットから足を踏み外して墜落した。

【荷主先等への要請内容】

要請事例 1 と同旨。



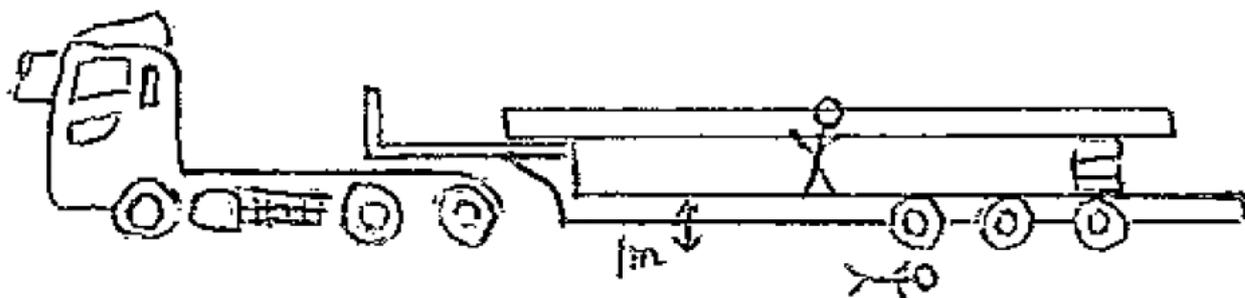
熊本労働局管内での荷主先等への要請事例 3

【災害発生状況】

トレーラーへの積み込作業中に荷台の端を歩いていて、足を滑らせて地上に落ちた。

【荷主先等への要請内容】

荷台に沿って設置し、通路としても使用できる移動式プラットフォーム等の作業床を備え付けること。（移動式プラットフォームの例は **荷主先等による改善事例 3** 参照）



熊本労働局管内での荷主先等への要請事例 4

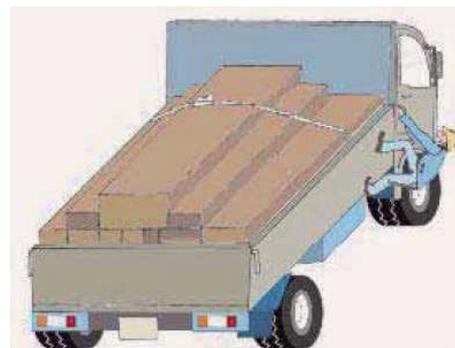
【災害発生状況】

荷降ろしの際の荷台への昇降中に墜落した。

【荷主先等への要請内容】

安全な昇降設備を備え付けること。

（昇降設備の例は **荷主先等による改善事例 4** 参照）



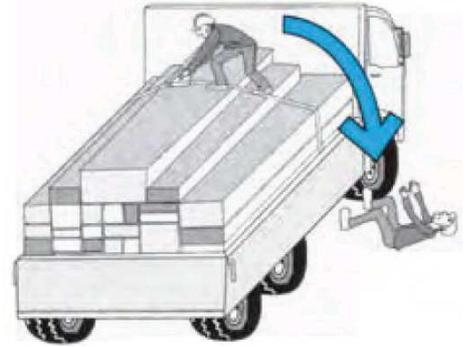
熊本労働局管内での荷主先等への要請事例 5

【災害発生状況】

荷台上で荷締め作業中にバランスをくずして墜落した。

【荷主先等への要請事項】

安全な作業床もしくは安全帯の取付設備を設置すること。
(設備の例は **要請事例 1** に同じ)



以下は、陸運事業者の荷役災害防止のために熊本県内の各企業で実際に取り組みられている**改善事例**です。

荷主先等による改善事例

熊本労働局管内で取り組まれている荷主先等による改善事例 1

【荷台上での作業のために安全ブロックを使用させている例】

工場の天井に安全ブロックを吊るしておき、作業者が荷台の上に登る前に、予め着用している安全帯に安全ブロックのフックを掛けさせることにより、昇降時を含めた墜落防止を図っている。

【安全ブロックの使用にあたって工夫されている点】

使用していない状態の安全ブロックのフックは自動的に巻き上がってしまうため、通常はフックから引っ張り紐を垂らしたり、鉤付きの棒でフックを引っ掛けて引き下ろしたりする必要があるが、安全ブロックの真下にトラックが駐車することになるので、紐が駐車邪魔になったり、棒を斜め



にしてフックに引っ掛ける必要がある等、作業の効率が悪くなっていた。

そこで、写真2～3のとおり、工場の柱の上下に取り付けた滑車にロープを通した上で、ロープの両端をカラビナで連結し、そのカラビナに安全ブロックのフックを掛けておくことにより、必要な時に容易にフックを引き下げることができるよう改善された。



熊本労働局管内で取り組まれている荷主先等による改善事例 2

【トラックの大きさに応じた2種類の荷役作業用プラットホームを常設している例】

10t車用とトレーラ用のプラットホームが常設されており、車種に応じたプラットホームを使用することにより段差を無くし安全に作業できるようになっている。(写真4~5参照)



(写真4)10t車用プラットホーム



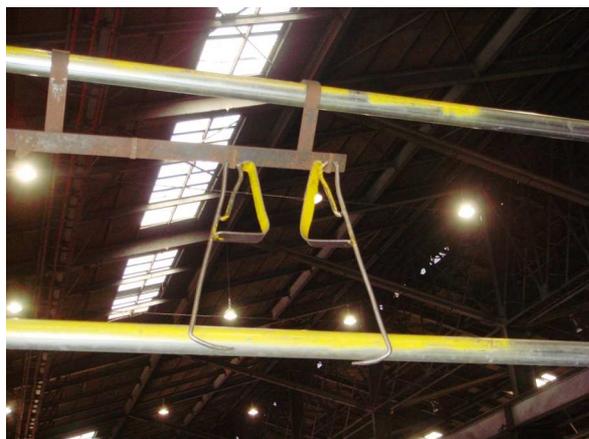
(写真5)トレーラ用プラットホーム



(写真6)荷役作業の様子

【その他、荷役作業に関して工夫されている点】

荷役作業には天井クレーンを使用するため、トラック運転者も玉掛資格は必須となっており、共同で作業する荷主配下のクレーン運転者から見て、トラック運転者が玉掛資格者かどうか一目で分かるように、予め資格を確認した運転者に荷主からゼッケン(ビブス)を配布し、その着用者しか工場内に入場できないこととなっている。(写真6、8参照) 積荷で手を挟むという災害が多いため、専用の手工具を現場に備え付けて荷役作業に使用させている。(写真7~8参照)



(写真7)プラットホームに備え付けられた手工具



(写真8)ゼッケンを着用し手工具を使用している作業者

熊本労働局管内で取り組まれている荷主先等による改善事例 3

【高さの異なる2種類の移動式プラットホームを使用させている例】

トラックの大きさに応じた2種類の移動式プラットホームが備え付けられており、必要に応じて使用されている。

(写真9~10参照)



(写真9)階段付きの移動式プラットホーム



(写真10)低 高さの移動式プラットホーム

熊本労働局管内で取り組まれている荷主先等による改善事例 4

【高さの異なる数種類の昇降設備を使用させている例】

トラックの大きさに応じた複数の昇降設備が備え付けられている。

大型の昇降設備には、容易に移動できるように車輪が付いている。

(写真 11 ~ 12 参照)



(写真11)低い昇降設備



(写真12)高い昇降設備

陸運事業者による改善事例

熊本労働局管内で取り組まれている陸運事業者による改善事例 1

【トラックのあおりを作業床として使用している例】

トラックの荷台の下に引出式の支柱を設置しており、荷役作業を行う際にはその支柱を引き出してあおりを水平に受け、その上で作業できるようになっている。

(支柱の設置手順は写真 13 ~ 15 のとおり)



(写真13)荷台の下から引き出す



(写真14)あおり受けを立てる



(写真15)あおりを下ろす

【あおりを作業床として使用するにあたって工夫されている点】

作業中に支柱が倒れたりしないように各接続部に差込式やスライド式の「留め」が使用されている。(写真 16 ~ 17 参照)

あおりの上で作業中に足を滑らせないように、滑り止めのシールが貼られている。(写真 18 参照)



(写真16)引出固定用留具



(写真17)あおり受け固定用スライド式接続部



(写真18)作業床状態のあおり

熊本労働局管内で取り組まれている陸運事業者による改善事例 2

【台車による災害を防止するため専用の保護具を使用している例】

台車で荷物を運搬中に手や足を挟まれるという災害が多発しているため、作業者に保護具を着用させて、たとえ挟まれても負傷に至らないようにしている。(写真 19~22 参照)



(写真 19・20)手用の保護具



(写真 21・22)足用の保護具

【保護具以外の措置】

特に重量のある保冷台車については、台車を保持する手が、台車の外周より外に出ないように、取手の部分を溝型にしている。
(写真 23~24 参照)



(写真 23)保冷台車



(写真 24)保冷台車の取手部分

熊本労働局管内で取り組まれている陸運事業者による改善事例 3

【ベルトコンベアーによる災害を防止するため危険箇所マップを作成している例】

ベルトコンベアーを横断中の災害が多いため、危険箇所を表示した見取図を作成・掲示し、作業者の注意喚起を行っている。(写真 25 参照)

【危険箇所マップ以外の措置】

写真入りの作業手順書やイラスト入りの労働災害防止ポスターを作成・掲示し安全作業の徹底を促している。(写真 26~27 参照)



(写真 25)危険箇所マップ



(写真 26)写真入り作業手順書



(写真 27)労働災害防止ポスター

安 全 作 業 連 絡 書 (例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地			
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外		
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラクター-ミル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラクター-ミル 3. その他 ()		
積 荷	品 名				
	(危険・有害性)	有 ・ 無 ()			
	数 量				
	総重量	kg (kg/個)			
積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()				
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取 卸 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業人数	名		作業人数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()		使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()		免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	
その他特記事項		「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。			